

門川町新庁舎建設基本計画（素案）に追記

追記箇所

第 3 章. 新庁舎の建設計画

2. 新庁舎の規模と構成（14 ページ）

- ・（2）新庁舎の階数（3）新庁舎の構成を合わせて「（2）新庁舎の階数・構成」とします。

追記内容

- ・ 新庁舎の階数と構成については、関連性がありますので併せて検討します。
まず、新庁舎建設の敷地には限りがあり全体的に有効活用するためにも庁舎の 1 階部分の面積と駐車場面積が最適になる様に設定した上で階数を検討しなければなりません。また、これから多様化する行政ニーズに対して柔軟できめ細やかな対応ができる構成が必要になります。

そこで、本計画の「第 2 章. 新庁舎の具体的な機能」を備えた内部の構成と併せて庁舎機能を大きく 3 つのエリアに分けた上で階数と構成を検討します。

まず、「町民交流・執務機能エリア」として、町民交流や情報発信の機能を持ったスペースや各種ライフイベントに応じた業務を行う部署が配置されたエリアになります
次に、「執務機能エリア」として、職員が効率的に住民サービスを提供でき多様な行政ニーズに対応できる部署を配置されたエリアになります。

最後に、「議会機能エリア」として、議会活動については政策形成の場として重要であり、町民に開かれ、円滑にその活動が実施できるようなエリアになります。

これらのエリア内の各諸室を適切かつ効率的に利用できるように配置し、次の 2 つの案を基本に検討し、最終的には基本設計にて決定したいと思います。